

## 《資料3》成年後見制度に関する対応の方向性

### 1. 成年後見制度の現状

#### (1) 成年後見制度の利用状況

「成年後見関係事件の概況～平成14年4月から平成15年3月～」(最高裁判所事務総局家庭局)(注1)によると、成年後見関係事件の申し立て件数は期間中で15,151件となっており、前年比37%の増加(14ポイントの上昇)となっている。

ここで重要な点を列挙すると、以下の通りである。

- ① 任意後見契約締結の登記が1,801件(前年は1,106件)である。
- ② 申し立ての動機は「財産管理処分」が60.4%と最も多く、「介護保険契約」は3.4%にとどまっている。
- ③ 親族以外の第三者(弁護士、税理士、社会福祉士等)が成年後見人等に選任されたものが全体の約16%(前年は約14%)と増加傾向にある。
- ④ 中でも法人((社)成年後見センター・リーガルサポート、社会福祉協議会、福祉公社等)が成年後見人等に選任された事案が62件と、前年比32%の増加となっている。

(注1) 最高裁判所ホームページ(<http://courtdomino2.courts.go.jp/home.nsf>)左フレーム「司法統計—その他の統計情報」から遷移する。

#### (2) 成年後見に取り組む団体の増加

新しい成年後見制度では法人が後見人となる道が開かれたこと(民法843条4項)や、「任意後見契約に関する法律」が整備されたことにより、「成年後見サービス業」を法人が行えるようになった。このことを受け、成年後見サービスに取り組む団体が出てきており、実際に成年後見人等になるケースも出始めている。

代表的なものとしては、司法書士によって設立された全国組織である(社)成年後見センター・リーガルサポート、各地の社会福祉協議会などがある。

また、神奈川成年後見サポートセンター、和歌山成年後見サポートセンター、ノーマ(広島県)のように、NPO法人として成年後見業務に取り組むところも出てきた。

さらに、2004年5月には日本成年後見法学会が第1回学術大会・総会を開催するなど、成年後見制度をサポートする体制は徐々に充実しつつあるといえる。

#### (3) 他業態の動向

上記の通り、法人が成年後見人となることが可能になったことは、金融機関のビジネスチャンスとして成年後見制度を考えることができるということでもある。しかし、運営体制整備の面などから、今回調べた限りでは金融機関が成年後見人となっている事例は見出すことができなかった。

先進的な取り組みとしては、三菱信託銀行(2002年12月頃～)、十六銀行(2003年7月～)の2行が(社)成年後見センター・リーガルサポートと提携して成年後見制度に関するサービスを開始している。

三菱信託銀行の場合は、成年後見制度の利用を希望する顧客を同センターに紹介することはもとより、この提携を活用した生前贈与信託「パーソナルトラスト」や、遺言信託に関するコンサルティングなど、本業との連携を図っているのが特徴である。

一方、十六銀行の場合は、同センターとの「成年後見制度の利用等に関する協定書」に基づき、①窓口での相談・取次の依頼、②同センターへの担当者派遣依頼、③同センターの担当者との面談、④後見契

約・財産管理契約の締結という流れでサービスを行っている。

(注2) ニッキン 2003年4月11日号・同2003年7月25日号、日経金融新聞 2002年12月27日号、同2003年6月11日号より。

## 2. 労働金庫としての対応

成年後見制度の施行当時に、「介護保険と成年後見は車の両輪」などと喧伝されたように、成年後見制度は、自己決定権とノーマライゼーションの理念を尊重した、望ましい高齢社会のインフラとして非常に重要な意義を持つ。そして、成年後見制度に踏み込んだ対応を行うことは、福祉金融機関たる労働金庫にとって避けて通れないと思われる。

その具体的な方法として、大きく分けて2つの方向性がある。そのそれぞれについて制度的問題を検討したい。

### (1) 労働金庫自身が成年後見人となること

労働金庫自身が成年後見人となることについて、労働金庫法で正面から認める条文はない。あえて言えば、「事務受託業務」(金融庁「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」(平成16年5月:以下「指針」)Ⅲ-2-2(1))等として「付随する業務」(労働金庫法58条1項・2項)に該当する可能性があるといったところである。

仮に労働金庫法上の問題がクリアされて成年後見人就任が認められたとしても、以下の3点に注意する必要がある。

- ① 労働金庫と被後見人との金融取引が、労働金庫が行う成年後見人としての事務処理との関係で、利益相反行為(民法860条、826条)や自己契約・双方代理(民法108条)に該当しないかどうか検討する必要がある。
- ② 成年後見人となることは長期間にわたって被後見人に対して責任を負うことであり、健全に事務処理を行うための体制整備を図る必要がある。
- ③ 成年後見人が被後見人の広範な事務を処理する立場になることから、成年後見人には法律や契約に限らず、介護・住まい・高齢者心理・行政の体制といった広範な知識・ノウハウが必要とされることにも留意する必要がある。

以上から考察するに、労働金庫としては、①まずは成年後見サポート組織との連携を追求し、②複数後見人のうちの一人として財産管理分野を担当するか、③後見人とならずに財産管理業務を後見人から受託する、といった方向性が、現段階では現実的であると思われる。

### (2) 成年後見サポート組織との連携

実際に成年後見サポート組織と連携してサービスを行っている銀行(前述)の場合、このサービスが銀行法10条2項でいう「その他の銀行業に付随する業務」に該当すると解釈していると思われる。

ただし、労働金庫法と銀行法では下記の通り微妙に文言が違うため、この解釈がストレートに労働金庫に当てはまるとは限らない。

労働金庫法 58 条	銀行法 10 条 2 項
1 金庫は、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を行うものとする。(中略)	銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。(以下略)
2 労働金庫は、前項の業務の他、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を行うことができる。(以下略)	

しかし、「その他の付随業務」について「指針」Ⅲ-2-2 (1) が以下のように述べていることからすれば、成年後見サポート組織と連携して成年後見サービスを提供すること（以下「本提携サービス」）は、労金法上の付随業務として認められる可能性が高い。なぜなら、本提携サービスのうち、①顧客の相談に応じることは「コンサルティング業務」または「個人の財産形成に関する相談に応ずる業務」、②顧客と成年後見サポート組織を仲介することは「ビジネスマッチング業務」または「事務受託業務」、③成年後見サポート組織に関する事務の取次を行うことは「事務受託業務」に、それぞれ該当するように文理上見えるからである。

「銀行が、従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきたコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、M&Aに関する業務、事務受託業務については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も『その他の付随業務』に該当する。（中略）

個人の財産形成に関する相談に応ずる業務も『その他の付随業務』に含まれる。（以下略）」

しかし、投資顧問的な業務が「コンサルティング業務」に該当しないと解されていることや、商品券・チケット等の販売、宅配便の受付・取次等が金融機関に認められていない（注1）ことから考えると、上記の各種業務に文理上該当するよう見えるサービスが、必ずしも付随業務として認められるとは限らない。

この点についての判断基準としては、「指針」Ⅲ-2-2 (3) が以下の四要件をあげていることが参考になるが、これとて抽象的であるとの感は否めない。

- ① 当該業務が法（注＝銀行法）第10条第1項各号及び第2項各号（≒労金法58条1項・2項）各号に掲げる業務に準ずるか。
- ② 当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に比して過大なものとなっていないか。
- ③ 当該業務について、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。
- ④ 銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するか。

また、昨年6月20日に横浜銀行が業務改善命令を受けたときの経緯（注2）を踏まえれば、上記判断を営業部門だけで行うことは許されず、法務関係部署によるリーガルチェックを行う必要がある。

一方、本提携サービスが労働金庫法上「付随業務」として認められる場合でも、業務方法書への記載の要否（記載を要する場合、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受ける必要がある（労働金庫法33条）については別途管轄財務事務局に確認を行う必要がある。

これらを総合すると、本提携サービスを開始するにあたっては、①法務関係部署によるリーガルチェックを行い、②必要に応じて「法令適用事前確認手続きによる照会」（いわゆるノーアクションレター）を併用しつつ、③事前に管轄財務事務局に確認する必要があることになる。そして、十分な回答ないし感触を得られなかった場合には、制度的な手当ての可能性を追求することになる。

なお、本提携サービスについて当事者から費用を一切徴収しない場合は、金庫にとっては業務というより社会貢献活動としての意味合いが強くなると思われる。しかしそうであっても、外形上付随業務に当たる行為を行う以上、上記の手続きを踏むべきであると考ええる。

（注1）金融庁「内外からの規制緩和と要望等に対する検討状況（中間公表）[改訂版]」による。

<http://www.fsa.go.jp/news/newsi/f-20010413-2/kinyu.pdf>

（注2）この事例では、①銀行の顧客を提携事業者を紹介するビジネス（銀行法10条2項に抵触する可能性がある）、②銀行が取り扱うカードローンの契約関係（銀行が子会社たる保証会社に支払う手数料が、顧客－保証会社の契約によるものか銀行－保証会社の契約によるものか不明確であり、アームズ・レングス・ルール違反の懸念がある）について、金融庁はリーガルチェックが不十分であることを問題にした。（「金融財政事情」2003年7月28日号参照）

### (3) 信託業務の可能性

前述の三菱信託銀行の事例にあるとおり、財産管理について行き届いたサービスを提供するためには、信託機能を活用することが有益であると思われる。

これまで労働金庫は本体ないし連合会の子会社を通じて信託業務に参入することを一応認められてきた。(労金法 58 条 8 項、同 58 条の 5 第 1 項 1 号)しかし、信託業務参入のメリットを十分見出すことができなかったため、現在のところ参入は行っていない。

しかし、成年後見制度対応やNPO施策等の経験から、信託機能を活用する何らかのメリット(あるいはニーズ)を見出すことができれば、信託業務参入を課題として考える余地があるかもしれない。

### (4) その他

成年後見制度類似の制度として、厚生労働省の予算補助事業である「地域福祉権利擁護事業」が、1999年10月に開始された。この事業は、各都道府県の社会福祉協議会が窓口となり、福祉サービス利用者が判断能力にハンディキャップを持つ場合に、①福祉サービスの利用援助、②日常的金銭管理サービス、③書類等の預かりサービスを行うものである。この「福祉サービス」には、2003年4月から開始された「支援費制度」(障害者自らがサービスを選択し、事業者と対等な立場で契約を結ぶことにより、サービスを利用する制度)を含むことに注意が必要である。

この事業の実施に際し、厚生省(当時)から協会に対し、社会福祉協議会が代理人として預金の払戻しを行うにあたり、各金庫の「代理人届」制度を利用したい旨の依頼があった。協会ではこれに応え、本事業に伴う「代理人届」制度による預金払戻しにつき、各金庫の体制整備等を依頼したところである。

(詳細は、「『地域福祉権利擁護事業』に関する対応について」(労金協(業)発第99-40号)を参照)

(参考) 地域福祉権利擁護事業の実施状況(全国社会福祉協議会調べ)

	相談援助件数(問い合わせ・相談件数)	契約件数
平成12年度	42,501件	1,687件
平成13年度	106,676件	3,280件
平成14年度	159,746件	4,704件
平成15年度(8月末現在)	89,286件	2,619件

(注3) 相談援助件数は延べ件数である。

(注4) <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/11/s1128-4c.html> より。

## 3. 本件に関する協会発信文書

・『地域福祉権利擁護事業』に関する対応について」(労金協(業)発第99-40号(2000年2月22日付))

・「新成年後見制度の概要・留意点および対応について」(協会業務部発事務連絡第00-28号(2000年5月1日付))

(注) 本稿の記述には、以下の文献を参考にした。

・座談会「成年後見制度の新たな展開」(「月刊登記情報」491号(2002年10月))

・銀行の「その他の付随業務」-改正事務ガイドラインとノーアクションレターの検討-  
(「金融法務事情」1683号(2003年8月))

・Q&A 介護保険と金融サービス(2000年7月、きんざい)

・新成年後見制度と銀行取引Q&A(2000年4月、BSIエデュケーション)

以 上

**RESEARCH 第15号**

**2004年10月15日発行**

発行者 労働金庫研究所

事務局：(社) 全国労働金庫協会 総合企画部内

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-5-15

TEL：03-3295-6735

FAX：03-3295-6751

E-mail：kikaku@na.rokin.or.jp

印刷：下川印刷（有）